

平成 29 年度 第 4 回伊丹市手話言語条例制定委員会 議事録

日時 平成 29 年 10 月 25 日 (水) 10 : 00 ~

場所 アイ愛センター 2 階 研修室

出席者 原委員、末吉委員、北村委員、渥美委員、江木委員、中井委員、酒井委員
事務局・・・学校指導課嶋本、子育て支援課 藤原、健康政策課 河野、こども発達支援センター 梅本、地域福祉室長 井手口、障害福祉課長 橋本、障害福祉課 妹尾、本郷手話通訳 障害福祉課 吉田、木崎、派遣通訳者 矢野

1.開会

事務局より開会。前回の委員会から公開とし、傍聴人がいる。本日の傍聴人は 9 人。議事録の公開にあたり委員 2 名の署名が必要である旨の説明。議長が署名委員を指名する。B 委員と E 委員に依頼決定。

進行に関して挙手ののち指名を受け、所属と名前を言ってからの発言を再度周知する。

議長：事務局から説明があったように今回が最後の制定委員会。伊丹市手話言語条例を良いものにしたいと思う。最後まで活発な発言をお願いしたい。

第 1 回目から第 3 回目までの審議で修正を加えたところは前のスライドが赤色になっている。再度確認を。前回までの内容は読上げにて確認をしたいと思う。句読点に関してはまだまだ検討が必要だと思われるが、時間が許せば修正に充てたいと思う。

前文より第 5 条まで読上げ。

第 5 条 施策の策定及び推進。前回（第 3 回目）で活発な意見が出た。条文を具体的な施策を盛り込んで作成した方がいいという意見が出た。

例えば、ケーブルテレビに字幕を付ける情報保障。手話を広げるための指導者の育成。学校教育について。医療現場での情報保障などという意見が出て時間切れになった。各委員には今日までに意見をまとめてもらいたいとお願いしていた。事務局が準備した資料で具体的な案を入れるための参考になるであろう福島県郡山市（資料 3）の条例が手元にあると思う。一読お願いしたい。そののち意見を。

事務局：（資料 3 に関して）この条文は施策を具体的に記載してあった。資料の左端には伊丹市の条文案・中央には福島県郡山市の具体的施策の条例・右端は前回委員会で「条例にもりこみたい具体的な施策」として出た意見を書いている。

伊丹市の示している案と比較して具体的な条例とどちらがいいのか意見を聞きたい。

事務局が現段階で考えているのは、具体的な内容を盛り込んだ場合のちに変更や削除が難しくなるので現在伊丹市が示している具体的ではない方の条文がいいと考えているが市民の皆さんが考える条文なので委員のみなさんの意見を聞いて決めたい。

議長：他の自治体の条文も見てきました。大阪府堺市の条例は具体的な施策を盛り込んでいた。具体的なものを盛り込んでいない条例の方が多いと感じた。

委員のみなさんの意見は？

議長：事務局から郡山市の条例の提案があり、事務局としては具体的な施策を盛り込まない方がいいという話があった。前回の（3回目）の委員会の議論の方向性と変わっているので委員の皆さんは混乱しているのではないかと。混乱している率直な意見でも構わないので意見をどうぞ。

D 委員：前回も話したように郡山市のような具体的な例がいい。事務局から今後条例を変更する時に大変という意見があったが変更する時とはどのような時か。変更はそんなに大変なのか。事務局の説明を聞いて具体的に記載しない方がいいのではないかとこの気持ちにさせられた。誰もが見る条例だから具体的に記載した方が、市民が何をしなければならぬかはっきりわかる。抽象的な書き方より具体的な方がいい。

議長：貴重な意見ありがとうございます。

F 委員：条文は具体的に記載してほしい。どうしても記載してほしい内容がある。3回目にも話した手話を広めるための指導者を養成する。郡山市の条文では通訳者を（聴者）を養成すると読み取れてしまう。自分の意見としてはろう者も含めた指導者を育成していく取組みをしてもらいたい。

C 委員：事務局から変更が難しくなるという説明があった。見直しするということを附則で付けるということで変更に対応してくると理解している。普遍的に対応するためには具体的に記載しない方がしやすいという考え方は理解できる。しかし具体的に示した方が事業はすすめやすいと思う。

議長：ありがとうございます。他の委員からも意見を。

E 委員：資料3を見て、具体的に記載されていたので誰が見てもわかりやすいと思った。前回までの条文案は具体的に記載しないことで色々な解釈ができるのかと思った面があり揺れている。

議長：どちらにするか決めるのは難しい。A 委員、B 委員からも発言を。

A 委員：第3回目の委員会で具体的な文章を盛り込んだ方がいいという議論があった。今日の郡山の条文を見てやはり具体的な方が分かりやすくいいと感じた。

B 委員：迷っている。やはり具体的な方がいいという意見が多い。将来的な見直しも含めて具体的に載せるということは必要なこと。

議長：ありがとうございました。迷っているという委員もいるが多数の委員が具体的な施策を盛り込みたいという意見。

実は具体的なことを記載しだすときりがなくなるので記載しない方がいいと思っていた。前回の委員会では具体的な施策を盛り込むべきとなったので終了後何か他に具体的な案があるか考えた。

例えばコンビニに買い物に行った時、店員と深くコミュニケーションが必要になった、そんな時テレビ電話がありそこから通訳者を介して意思疎通が出来たら便利と思った。この例は郡山市の条例で言うと第13条に該当すると思った。具体的ではあるが内容は抽象的という印象。具体的な施策を入れるが今後どんどん変わっていくべきだと思う。今後、今回の条例の見直しを含めて考えていきたい。

事務局から郡山市の手話言語条例を抜粋した原案を作っているのでみてください。

第5条（1／4， 2／4， 3／4， 4／4）読上げ。

事務局：第5条に関しては前回までと同じ。第6条以降は今回から加わった。スライド16ページから今回から加わっている部分。そこから具体的な施策の内容を示す条項になる。そこを審議してほしい。

議長：今から具体的施策の条文の郡山市条文を案としてスライドに映すので審議を開始します。

第6条読上げ。

ここで確認。1条ごとに審議をするのか、まとめて読上げたのち審議をするのかどちらが審議しやすいか？

A 委員：1条ずつ審議した方がいい。

議長：では1条ずつ審議します。第6条に関して意見を。先ほどF委員からこの6条に関

して意見？

F 委員：第6条は手話を学ぶ機会の確保。自分の意見は指導者の所。

議長：では第6条に関してはこれで意見はないか？

C 委員：第6条の2行目の「手話を使用することが出来るもの」と書いてあるが手話を学ぶ機会を確保するときに手話を使用することの出来るものとはどれくらいの人をさすのか？手話が出来事、手話通訳が出来事、手話の指導が出来事は違うのでそのあたりを言っているのか？

事務局：手話言語条例を検討するに当たりそこが肝心のポイントになる。手話通訳者、手話奉仕員及びとなっているからそれ以外で手話を使用することが出来るもの。例えば職員のH、奉仕員ではないが手話が少しできる。小学校くらいで指導することはできると思うが…。皆さんで審議してもらって構わないが郡山市の条例ではこの職員のHくらいのレベルが該当すると思う。

議長：ありがとうございます。

C 委員：先ほど説明したように、手話のできる人、手話通訳が出来人、手話の指導ができる人は全く違う。職員のHさんの話が例で出たのでHさんの事で話すが、小学校の低学年の方たちには基本的なこと（自分で覚えた手話）は表出できるが指導するという事ではない。指導するという事は自分の持っているベースを土台に教えるということ。聴覚障害の方に対しての理解不足とまでは言わないが、手先だけの指導は聞こえない人に対して良しとされないと思う。

議長：他の委員の方の意見は？

F 委員：手話を使用することが出来る人と手話の指導ができる人は別物だと思っている。第6条の「及び手話を使用することが出来る者」は省いたらいいと思う。

D 委員：学ぶ機会に接したことはないが、この条文を読むと指導する人のイメージが強い。この条文を広義で理解した場合、協力して手話を学ぶ機会の確保と書いてある。手話を指導する者＝手話を使用することが出来る人と考えなくていいと思う。文章を変えたらどうか。指導の現場になると手話通訳者、手話奉仕員が中心になると思うが協力者と一緒にと読み取れる。協力する人も必要なので文章を変えたらいいと思う。

議長：私の勤務する大学に手話クラブがある。そこで顧問をしている。学生たちは手話を指導できるレベルではないが小学校や幼稚園に訪問し楽しく遊びながら手話を広めている。そのようなイメージを考えるとこのままでいいと思う。

しかし、そうではなく学ぶ機会＝専門性を担保したものが指導をするとなると文章を変える必要がある。どちらがよろしいか？

C 委員：「学ぶ」という表現を使用するときちんとしたイメージになる。「知る」機会であれば手話を知っている人という表現でも受け入れられる範囲内。

議長：「学ぶ」というのは専門性を担保した学習。「知る」ということにすれば手話の普及を含めて広義にとらえることが出来る。どちらがいいか？

A 委員：「市民が手話を学び知る機会」というのはどうか？

議長：貴重な意見ありがとうございます。色々な意見があるのでまとめるのが困難。まとめ方に迷っている。他に意見をもらえるとありがたい。

F 委員：広義で「学ぶ」という意味を読み取るのであれば、「学ぶ」を省いて知る機会とした方がスマートだと思う。

議長：確かに「学ぶ・知る」というのは手話を学ぶ時のレベルの差がある。今の意見のようにどちらかひとつにしたらスマート。だが逆に「知る」だけにした場合、通訳者・奉仕員の専門性の部分で違和感はないか？この部分をどのように変えたらすっきりするのか？

C 委員：「市民が手話を知り、学ぶ機会の確保」と語順を変えたただけだがどうか？

議長：C 委員の意見により文章的にすっきりしたのではないか。では第6条の見出しの（ ）の部分はどうしたらいいか？

A 委員：第6条の（ ）はそのまま条文のみを変更で良いと思う。

議長：ありがとうございます。では第6条はこれでよろしいか？

では第7条の検討に入る。

読上げ。 意見を。

A 委員：第7条に関してはこのままでいいと思う。

議長：ありがとうございます。他の委員はいかが？
皆さんうなずいているのでこのままで。

では第8条の検討に入る。
読上げ。 F 委員、意見をどうぞ。

F 委員：前回から何回か話しているが、個々の条文に当事者であるろう者の指導者としての育成も踏まえた内容を入れて欲しい。聴者や通訳者だけを育成するのではなく、ろう者が自分たちの言語である手話を普及する時に、ろう教育が弊害になっているので自信を持って指導できると思えるよう育成してほしい。環境を整えて欲しい。

議長：手話指導ができるろう者の育成という意見があった。具体的に文章をどうしたらいいか。

例えば第8条の2行目の最後の所「手話技術の向上を図ると共に指導ができるろう者の育成に努める。」

F 委員の意見を基に文章を考えたいかがか？

B 委員：F 委員が言ったように日頃からこのことを感じているのでぜひ記載してほしい。

A 委員：条文自体は議長の意見でいいが第8条の（ ）の中はそのままでもいいか？

議長：他の委員の意見は？

F 委員：「手話通訳者等の確保及び指導者養成等」というのはどうか。

C 委員：指導者だけを養成するのではなく奉仕員も養成することになるので養成はそのままでもいい、手話通訳者等の中に指導者も含まれるのでこのままでいいと思った。

議長：活発な意見ありがとうございます。元のままでも意味を含んでいると思う。
指導者を加えた F 委員いかが？

F 委員：手話通訳者等にろう者が含まれるならそれで構わないと思う。

議長：ではこのままの文章で行きます。

休憩

議長：第8条はこれでいいか？

第9条の検討に入る。

読上げ。意見を。この文章でよいか？（委員うなずき。）

次に第10条の検討に入る。第10条も異議なく。第11条の検討へ。

第11条読上げ。意見は？

C委員：必要な支援も必要だと思うが、「周知」もしてほしい。

議長：「必要な支援及び周知等を講ずるよう努めるものとする。」になるがよろしいか？

（委員全員うなずき）

D委員：議論を戻したいが、今の意見を聞いていて気付いた。第10条でも「措置」だけではなく「周知」を加えてほしい。

議長：第10条の2項で周知が入っているが…。

D委員：第10条でもその主語は「市は」というところに書かれている。医療機関の開設者はというところに加えてほしい。

事務局：確認の為もう一度。

D委員：「医療機関の開設者は手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」記載されているが大まかに「周知」も含まれると思っていたが、「措置」というとらえ方には何かを設置するというような意味で捉えるのかそれに周知の意味が含まれるのならそれでいいが。

議長：それは読み方次第だと思う。「周知」を含めた言い方にすれば念を押す感じになるかと思う。他の委員の方意見は？

第11条もスライドは赤で修正が入っていますがこれでよろしいか？

次に、第12条の災害時の対応についての条文。

第12条読み上げ。これに関してよろしいか？

次に第13条読み上げ。いかが？

A 委員：情報保障通信技術という言葉に対して幅広い意味があると思う。

スマホ、パソコンのメール等あると思う。情報通信技術が将来新しく開発されていくとまた新しい技術も含めることができるということ？

議長：同じように理解している。IT機器など色々あるがどんどん進化していくと思う。

例えばテレビ電話が当たり前の時代になる。そんな時代が来てほしいと思う。この条文にはこのような具体的なことは記載していないがこれはこのままでよろしいか？

次に第14条読み上げ。「この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。」とある。伊丹市民ではないので、伊丹市の条例がどのように定まっているかわからないため事務局から少し説明してもらおう。

事務局：法律などでも見られる方法だが、このように別に定めるというような言い方をすると規則、通知通達など文書で決定できる。規則で定める、企画などで定めるというようになる。

具体的にいうと第13条。具体的に必要なことは明記されていないが、例えば市役所の市民課で窓口で番号札を取り順番のモニターが設置されている。これは見てわかる。そのシステムを導入したいと考えたときに、市役所内での決裁でシステムが導入できるということ。そのようなことと同じです。

議長：附則について。このままでいいかと思う。

検討が進みました。後1つ、後回しにしていた第5条の2項。読み上げ。

ここは今回新しく加わった内容。これについて意見は？

F 委員：手話を使用する市民の意見を反映……。とあるが具体的にどこで反映する機能を持たせるのか？

議長：事務局説明を。

事務局：2回目の制定委員会の際に条例が制定された後、施策が推進されているかどうかチェックする方法はどうするのか？と質問があった。伊丹市では障害福祉の施策に関して協議する協議会、官民の枠や行政のセクション縦割りの枠を越えた関係機関の人たちで組織して課題を見つけたり、改善ポイントを協議する伊丹市障害者地域自立支援協議会という組織の中に、検討会や部会がある。その中に手話言語条例の推進状況をチェックするのが一番自然な状況だと思う。この制定委員会の様なメンバーに集まってもらい検討する

場を設けることでいいのではないかと考えている。そのことを具体的に記載しすぎると予算化もまだしていないということから曖昧な表現をしているが、いずれにしてもPDCAをチェックする機関を担保したいと思っている。

議長：自立支援協議会の手話言語部会を設置したらいいと考えているという事だった。質問があったF委員いかが？

F委員：どこで協議されるか分かった。ありがとうございました。

議長：自立支援協議会の中に手話言語部会が置かれるのはすごく素晴らしいことだと思う。ほかの自治体にこのような部会があるという例はあまりないと思う。手話言語部会が設置されたら画期的だと思う。ぜひお願いしたい。

D委員：意見ではないがありがとうございますを伝えたい。条例を推進するためにチェックが必要だと思う。条例を変更することも必要だと思うので発言したことを現実と考えていただき有り難い。ぜひ予算化して欲しい。

議長：今の意見は全ての委員が同じ思いだと思う。終了時間も近づいてきた。委員の皆さんに協力してもらい事務局にも協力してもらい伊丹市手話言語条例案が確定した。句読点に関してはまだまだ見直しは必要だが時間がかかるので委員の了解を得られれば事務局と議長で確認作業をして終わらせたいと思っているがよろしいか？事務局もよろしいか？これですべて終わりとしてよろしいか？

最後になったがまとめを。伊丹市手話言語条例制定委員会は想像以上に委員の皆さんの条例を制定していく熱心な熱い思いを毎回感じていた。内容的にもたくさん時間をかけたし、発言もたくさんあり良いものが出来たと思う。ご存知のように全日本ろうあ連盟は手話言語法に向かって尽力している。法律が出来たら今までのこの条例はどうなるのか分からなかったので事務局に確認した。法律がどのようなになるかわからないが伊丹市独自の条例にあればその条例は生きている。残るだろうということを確認した。

最後の方はスピードアップしたが、15分前だが事務局に交代。

事務局：お疲れ様でした。条文案は、12月末に市民に公表しパブリックコメントをもらう。制定委員会の議事録も公表予定。来年30年3月議会で通れば30年4月か条例施行になる。ありがとうございました。